

報道機関各位

## 第12期北九州市男女共同参画審議会の 市民委員を募集します

北九州市では、「男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、市と市民の皆さん、事業者の皆さんが連携・協力し合い、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めています。

男女共同参画審議会は、この条例に基づき設置されているもので、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議し、意見を述べることなどをその役割としています。

市民の皆さんのご意見を、市の男女共同参画社会の形成に関する取組に反映させるため、次のとおり、この審議会における第12期委員の一部を、市民の皆さんから募集します。つきましては、周知へのご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

- ◎ 募集人数：2名程度（原則として男女各1名）
- ◎ 任期：2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）
- ◎ 募集期間：令和5年12月22日（金）～令和6年1月26日（金）  
〔令和6年1月26日（金）必着〕
- ◎ 応募方法：所定の応募用紙に必要事項を記入し、課題の作文を添付の上、募集期間内に総務局女性の輝く社会推進室へ提出。
- ※ その他、詳細については別添の募集リーフレットをご参照ください。  
募集リーフレットは、各区役所・出張所、市民センター、男女共同参画センター（ムーブ）等で配布するほか、市ホームページにも掲載しています。  
市ホームページ： <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/12001197.html>
- ※ 市政だより1月1日号に関係記事を掲載します。

〔お問合せ〕 総務局女性の輝く社会推進室

担当：（次長）田端、（係長）森本 電話番号：093-582-2405



# 第12期北九州市男女共同参画審議会の 市民委員を募集します



## ○ 趣旨

北九州市では、「男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、市民及び事業者の皆さまと連携・協力し、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めています。

男女共同参画審議会は、本条例に基づき設置されているもので、市長の諮問に応じ男女共同参画社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議し意見を述べることなどをその役割としています。

市民の皆さまのご意見を市の男女共同参画社会の形成に関する取組に反映させるため、次のとおり第12期委員（市民委員）を募集します。

## ○ 男女共同参画審議会委員の活動内容

男女共同参画審議会委員には、次のようなことを行っていただきます。

- 市長の諮問に応じて、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な施策及び重要事項を調査審議し、意見を述べていただきます。
- 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、意見を述べていただきます。

---

## ○ 募集要領

### 1 応募資格

- (1) 男女を問わず、令和6年4月1日現在、北九州市内に居住する満18歳以上の方
- (2) 男女共同参画社会の形成について関心があり、かつ、北九州市男女共同参画審議会に出席できる方（年数回、平日の昼間に北九州市役所などで開催）
- (3) 国又は地方公共団体の議員及び北九州市の職員（臨時職員、嘱託職員は除く）以外の方
- (4) 暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、応募できません。

2 募集人数 2名程度（原則として男女各1名）

3 任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

4 募集期間 令和5年12月22日（金）～令和6年1月26日（金）まで  
〔1月26日（金）17時必着〕

## 5 提出書類

応募に当たっては、応募用紙に必要事項を記入して提出してください。また、次のテーマの中から一つを選び、そのテーマについての作文を800字以内にまとめて提出してください。

作文の様式は特に定めていません。(原稿用紙やパソコン印刷など様式は自由です。)

※市ホームページから、「応募用紙」の様式をダウンロードできます。

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/12001197.html>

(1)北九州市における男女共同参画社会づくりについて、私が考えること。

(2)〇〇(地域、学校、家庭、職場など)における男女共同参画の取組について、私が考えること。

※ 提出された応募書類は返却しませんのでご了承ください。



## 6 選考方法

(1) **一次選考**:作文及び応募用紙の記載内容(活動内容など)により、二次選考予定者を選考します。

(2) **二次選考**:一次選考で選ばれた方に対して面接(対面またはリモート)を実施し、その結果をもとに委員を選考します。

二次選考は令和6年2月中旬を予定しています。

※ 面接に要する交通費等については、自己負担となります。

※ 選考結果については文書で通知します。

## 7 報酬

委員には、審議会出席ごとに、市で定める基準に基づき報酬をお支払いします。

## 8 その他

応募された個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、委員の選考以外に使用することはありません。

## 9 応募方法、応募先及びお問合せ先

応募は、郵便、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法で、下記まで提出してください。

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市総務局女性の輝く社会推進室 (担当:柳・森本)

TEL 093-582-2405

FAX 093-582-2624

メールアドレス sou-josei@city.kitakyushu.lg.jp



## 男女共同参画とは・・・??

「男女共同参画社会」とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

北九州市では、女性がいきいきと活躍できるまちを目指し、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。市民や市民団体、企業等の事業者など、皆さまの理解を深め、連携・協働しながら、施策の推進に取り組んでいます。

(計画期間：令和元年度～令和5年度（5年間）)

### 「第4次北九州市男女共同参画基本計画」の柱

